

2021年1月6日

経済再生担当大臣
西村 康稔殿

緊急事態宣言発令における対応に関する緊急要請

公明党新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 斉藤鉄夫

東京都本部代表 高木陽介

埼玉県本部代表 西田実仁

千葉県本部代表 平木大作

神奈川県本部代表 上田 勇

政府においては、新型コロナウイルスの感染再拡大に対応するため、東京都と埼玉、千葉、神奈川の三県を対象に、緊急事態宣言を再び発令する検討に入っている。

緊急事態宣言が再発令された場合の措置については、社会経済活動に甚大な影響を与えることから、「限定的、集中的に行う」としているが、国民不安を緩和し、影響を受ける方々に最大限の配慮を行う必要があることから、公明党として緊急要請を申し入れるものである。

政府におかれては、本要請を真摯に受け止め、速やかに確実に実施されること強く求める。

記

【医療・介護等関係】

- 医療提供体制がこれ以上ひっ迫しないよう、保健所における積極的疫学調査の強化が実施されるよう、また地域を定めた検査を実施しやすくするための体制整備を支援すること。

また、一般病床以外の病床に対しても手厚い診療上の評価を検討するとともに、症状が軽快した感染者を受け入れる医療提供体制について一般病床以外の病床の活用を財政支援も含めて検討すること。

- 新型コロナウイルス感染者を受け入れる医療機関に勤務する医療従事者が疲弊している。あらためて医療従事者に対する支援、メンタルヘルスケア、受け入れ医療機関に対する国の医療機関や大学病院等からの医療従事者の派遣、財政上の支援等を検討すること。

- クラスターが発生した医療機関及び福祉施設等の現場には、感染症の専門家等を組織化して、派遣する体制を整備すること。
- 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」の適時適切な改定と活用を周知すること。
- 質の高い検査を導入するとともに、民間検査機関で、特に陽性の結果が得られた場合の対応を明確化すること。TeCOT等の感染の診断とは必ずしも関係のない検査の結果に基づく対応も明確にすること。
- 宿泊療養及び自宅療養の要件を強化して質を担保すること。パルスオキシメーターによる管理のあり方をさらに明確化した上で徹底するなど重症化の端緒を早期に把握し命を守ること。
- 救急搬送の困難事例について適切に対応すること。
- 医療用手袋や個人防護具等の確保だけでなく高騰に対応すること。
- 介護・障がい福祉サービス（放課後等デイサービスを含む）については、感染対策を万全にした上で、通常通り運営すること。

【飲食店・企業関係】

- 緊急事態宣言の発出に当たっては、その対象地域（一都三県など）における地方創生臨時交付金の取り扱いについて、創設された「協力要請推進枠」の協力金の単価の引上げ及び期間について必要に応じて見直すとともに、予備費を活用したさらなる積み増しを検討すること。
また、時短要請などに間接的に影響を受ける納入事業者を含め、資金繰りへの丁寧な対応と金融支援の拡充を実施するなど、中小・小規事業者への支援策についても早急に検討すること。
- テレワークを推進するため、企業ごとの数値目標を明確化するよう働きかけ、企業の協力を強く促すこと。
- 政府が毎月発表する労働力調査に現れない潜在的な休業者や失業者

の実態を把握し、対策を講ずること。また、休業支援金・給付金の相談窓口を全国の労働局に設置するとともに当事者に伝わるよう、政府広報などを活用し、幅広く周知徹底すること。

【学校・イベント関係】

- 学校・保育所・病児保育等については、一斉休校しないこと。また、給食を止めないこと。オンラインなどこれまでに得た教訓を駆使し、学びを確保する取り組みを地域の実情に応じて実施すること。
- 大学入試共通テストは、感染防止対策に万全を期した上で、予定通り実施すること。
- 飲食店などにおけるアルバイトが減ったことなどにより、学生が学業を断念することがないように、無利子奨学金制度の活用・周知、授業料減免・給付金支給など支援策を実施するとともに、公的な機関における学生アルバイト採用を推進すること。
- 文化芸術・スポーツ等のイベント開催については、すでに開催が決定しているイベントについては、中止しないこと。
収容率約70%が採算ラインであることから、緊急事態宣言下のイベント開催の厳格化に伴い、必要に応じて経営支援策等を講ずること。
また、前回の緊急事態宣言発令時における要請との違いを明確化すること。
※ 文化芸術団体等から、① 収容率を現状の60%にとどめて頂きたい ② イベント休憩中などの飲食の販売などを中止してはどうか、との要請あり

【生活困窮者支援・自殺対策】

- コロナ禍における生活困窮者の実態を踏まえ、備蓄米を活用した食の支援や給付金支給など新たな支援策を速やかに講ずるとともに、相談体制を強化すること。
- コロナの影響が長期化する中、様々な理由で生活が立ち行かなくなっている生活困窮者については、ためらうことなく生活保護が受給できるよう、さらに広く周知徹底するとともに、就労意欲がありながらもなかなか就労できない方々に対する就労支援や緊急雇用創出事業などきめ細やかな雇用支援を早期に実施すること。

○ 住まい確保が困難になっている方々に対し、ホテルや公営住宅、セーフティネット住宅を提供することを推進するとともに、感染症対策を万全にしつつ、子ども食堂や子ども宅食、地域食堂など食料支援が継続して実施できるよう、政府として最大限支援を行うこと。

○ 自殺者数は昨年7月以降5か月連続で前年比増となり、学生などの若い世代や働く女性などで特に深刻になっている。原因としてコロナ禍における雇用や人間関係など社会全体の不安、有名人の自殺報道などが引き金となった可能性がある。

政府は、事態を重く受け止め、自殺対策の強化を図ること。特に若者が利用する SNS でのネットパトロール対策や安心できる居場所の確保、自治体等の相談体制の拡充について適切な対策を取ること。特に女性に対しては、医療との連携で心のケアなどを含めた支援策を強化すること。